

平成 13 年度税制改正に関する意見

社団法人 関西経済連合会

我が国経済は政府の積極的な財政政策による下支え効果もあり、民間の企業収益や設備投資に明るさが見え、ようやく最悪期を脱したが、倒産件数の増加や高水準の失業率、力強さに欠ける個人消費などに示されるように、依然として、本格的な自立回復を遂げるまでには至っていない。加えて、現在、景気回復にとっての大きなハードルとなっている雇用・所得環境の改善を図っていくには、新規産業の創出やIT化の促進など構造的な課題に重点的に取り組んでいく必要があり、そうした面で実効を上げていくためには、税制が重要な役割を担わなければならない。

最近の税制改正を見れば、かねて懸案であった法人所得課税の実効税率 40%の実現、個人所得課税の最高税率 50%への引き下げなど大きな改正が行われたものの、連結納税制度の導入や法人事業税のあり方、個人所得課税における課税最低限の適正化等、今後引き続き検討を要する課題も多く残されている。

21 世紀を展望すれば、我が国経済社会をとりまく状況は、少子高齢化や経済のグローバル化、情報技術（IT）の進展、地方分権の推進等により大きく変化するものと考えられる。こうした時代の変化に合わせて経済社会の活力を維持・向上させていくべく、公平・中立・簡素といった税制の基本原則により忠実で、かつ国際的整合性のとれた税体系を構築する必要がある。

当連合会は、以上の基本的考え方に立ち、平成 13 年度税制改正について下記のとおり要望する。

記

1．経済の新生を促進する税制

(1) 連結納税制度の導入

経済社会のグローバル化が飛躍的に進展し、また少子高齢化や情報技術革命によって我が国の産業構造の転換が不可避な情勢の中で、各企業は環境変化への対応や事業の選択と集中を懸命に模索しているところであり、税制がそれを阻害するような状況は避けなければならない。

その意味で、連結納税制度は、持株会社化、分社化など企業集団の経営形態の選択において税制面の制約を取り除くものとなる。欧米諸国においては既に導入されており、国際的な租税制度の枠組みを調和させる観点からも必要である。所要の検討を急ぎ、平成 14 年度には確実に導入すべきである。

また、導入にあたっては納税事務負担をできるだけ小さくするような制度にするとともに、連結対象子会社の範囲としての株式保有割合はグローバルスタンダードを考慮した水準の適用を要望する。

(2) 会社分割税制の整備

本年 5 月、会社分割制度創設を含む商法改正法が可決・成立したが、これにより企業が実際にその組織を柔軟に再編成するためには、税制面の整備が不可欠である。

会社分割時における、既存会社から分割会社への資産移転に伴う譲渡益課税の繰り延べや既存会社の株主に関する株式の譲渡益課税の繰り延べ、みなし配当課税の廃止などの税制上の所要の措置を要望する。

なお、会社分割税制導入にあたっては、政府税調は「合併などに係る現行税制についても併せて広範な検討を行う必要がある」と答申しているが、現行の合併税制に合わせる方向で改正し、税務上の簿価引

き継ぎの継続を要望する。

(3) ベンチャーの創業支援税制の拡充

ベンチャー企業の創業を活発にするためのインセンティブとして、創業後5年間に生じた欠損金について、無期限の繰越し控除をすべての企業に適用するとともに、創業後5年以内に黒字化した場合も、自己資本充実のため創業後5年間は、法人税課税を繰り延べる措置を創設するよう要望する。

現行エンジェル税制をさらに拡充し、個人が一定の要件を満たした中小企業に投資して損失を抱えた場合、株式譲渡益以外の所得との損益通算を認めるとともに、損失の繰り延べ期間を3年から5年に延長することを要望する。

(4) 事業承継円滑化のための相続税の見直し

経済活性化にあたって、わが国経済の基盤を支えている個人事業、中小企業の果たす役割は大きい。これらの企業が意欲をもって事業に励み、将来にわたって活力を維持するために、事業承継円滑化の観点から、相続税の軽減措置が急務である。

現在70%と欧米諸国よりも高い水準にある最高税率を50%まで引き下げる等の軽減措置の早期実施を要望する。

(5) 土地譲渡益重課制度の廃止

土地譲渡益重課制度は、異常な地価高騰を背景に導入されたが、地価が大幅に下落した現在、存在意義を失っていることは明らかである。平成10年度税制改正により土地譲渡益課税の軽減措置が平成12年末まで実施され、現在のところは土地譲渡益重課制度が適用されていないが、早急にこの制度を廃止すべきである。

(6) 特別法人税の廃止

企業年金にかかる特別法人税は、拠出時・運用時非課税、給付時課税への一本化の視点から、平成 12 年度末の課税停止措置期限後、即時廃止すべきである。

(7) 有価証券譲渡益課税のあり方

株式等の譲渡益課税については、平成 13 年度より申告分離課税への一本化が決定されているが、株式市場は未だ不安定な状況にあり、源泉分離課税の廃止が個人投資家の市場離れにつながる恐れがある。我が国経済が自律的回復へ向けて正念場を迎えていることを考えれば、当面、源泉分離課税方式を存続すべきである。

(8) 住宅投資促進税制

経済新生の一環として、良質な住宅ストックを充実し、豊かな住生活を実現することも重要な課題である。また、住宅投資は、家具、電化製品等、その経済波及効果が極めて大きく、個人消費を刺激するための有効な手段ともなる。こうした視点に立ち、住宅投資の持続的な促進を図る税制として、ローンの有無にかかわらず、住宅取得価格の 1% を 10 年間 (合計 10%) 税額控除する方式を検討すべきである。

2 . 地方税改革

(1) 地方税の抜本改革案の早期策定

補助金や地方交付税交付金の存在が国の歳出構造の硬直化を招くとともに、地方においては歳入面での国依存が過大な行政サービスの展開をもたらしている。国および地方の徹底した歳出削減により、国から地方への移転財源を段階的に廃止すべきである。同時に、地方分権一括法の施行、地方自治法改正により、自治体の事務は「自治事務」と「法定受託事務」に区分されることになったが、これに対応した財

源措置を講じるべきである。

以上の基本的考え方に基づいて、かつ国と地方を通じた税収中立のもとで、安定・普遍・簡素といった観点から望ましい地方税体系を構築すべきである。政府はそのための抜本改革案をおおむね一年以内に策定し、今後、景気が本格的回復軌道に乗った段階において直ちに実行してもらいたい。

(2) 法人事業税のあり方

法人事業税への外形標準課税の導入について、政府税調は「景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ること」を答申した。しかし、まず論議の前提として、法人所得課税(法人事業税と法人住民税の法人税割)を何らかの外形標準課税に変更することで、結果として法人への課税を強化し、都道府県の財政赤字削減に充てることは許されない。

また、法人事業税のみを取り上げるのではなく、安定的な地方税源の確保等の課題は、そもそも法人課税の比重を下げ、地方消費税を拡充することを含め、地方税体系の抜本改革の中で検討されるべきである。併せて、都道府県の法人課税を整理し、法人住民税と法人事業税を一本化する方向で、応能負担としての所得課税と、応益負担としての外形標準あるいは均等割課税とのバランスをとることを検討すべきである。

(3) 地方消費税の充実

地方消費税については、税源の偏在が比較的小さいと考えられることから地方税体系の中で果たすべき役割は大きい。しかし、国税である消費税と一体となっており、また税の仕組みとして地域ごとに税率を変えることが難しいといった欠点があることも事実である。

現在、消費税(国税)の税率は4%、その税額の25%(税率換算1%)が地方消費税となっているが、さらに消費税(国税)の29.5%は地方

交付税の財源に組み入れられ地方に交付されているため、実質的な国と地方の配分は56.4%対43.6%になっている。この際、地方税源を充実し、地方交付税を含む国から地方への移転財源を減らす地方税財政改革の第一歩として、「消費税」を国と地方の共同税とし、その配分を国と地方で50%ずつとすることを提案する。

なお、消費税制の公平性・透明性を高めるため、事業者免税点制度の見直し、インボイス方式の導入、総額表示方式の普及などの検討を行うべきである。

(4) 個人住民税の適正化

個人住民税は、住民の受益と負担という意味で基幹的な地方税である。自治体が住民に幅広く提供する行政サービスや地域の発展を目指した独自の政策に要する経費を住民が「広く、薄く、公平に」負担するという観点から、個人住民税における負担の適正化を図るべきである。

現在、所得税・住民税の課税最低限の引き下げが議論されているが、国と地方を通じた個人所得課税の負担を一定に保ちつつ、地方の課税最低限を引き下げ、あるいは均等割課税部分を引き上げ、住民の自治体への帰属・参加意識を高めるべきである。

(5) 自治体の課税自主権と企業課税

望ましい地方税体系の構築を進め、歳入、歳出両面で地方自治体の財政責任を明確にする中で、地方の課税自主権をさらに充実する必要があるが、財政責任が明確でない状況下で課税自主権を強化すると、誤った形で課税自主権が行使され、安易な増税というモラルハザードに陥る危険性がある。現状を見れば、選挙権のない法人、とりわけ大企業を対象を限って課税・増税するといった姿勢がうかがえる。こうしたことが行われると、企業はその地方から撤退してしまい、その結果、地域の雇用も減少し、所期の税収を確保できないばかりか、地域

経済の疲弊という事態を招くことになる。

課税自主権の濫用を防ぐための一定のルールを確立するとともに、地方自治体においても企業に対する課税については慎重な検討がなされるよう要望する。

3．徴税システムの改革

(1) 納税者番号制度の導入

課税の公平性を確保するために納税者番号制度の検討が進められている。すでに外為法の改正などが行われ、金融資本取引の国際化・多様化の一層の進展等が見られる現在、所得に対する捕捉の向上や課税の公正化・適正化を図ることが重要であり、納税者番号制度の導入を早急に実現すべきである。

(2) 源泉徴収制度の見直し

源泉徴収制度は、第二次大戦期に導入され、半世紀以上にわたって継続されているものであり、本来税務署が行うべき仕事を、企業がコストを負担し、肩代わりしている制度である。同じ所得を得ている場合でも、事業者の場合は申告納税であり、給与所得者の場合は源泉課税であるというのは水平的な公平感を維持する上でも問題である。申告納税制度は、現在の給与所得者の納税意識の希薄さや税への関心の薄さを改めるという効果は大きい。

徴税コストの増大を避けつつ、電子政府の実現に合わせて、年末調整は原則として個人の責任に委ねるといった改革を検討すべきである。

(3) 国と地方を通じた徴税機構の創設

国、地方の徴税の現状を見れば、税の滞納管理の点で、国は厳格な管理を行うとともに、滞納状況の情報公開などを行っている一方で、地方自治体においてはこうした情報公開などの措置はなされておらず、

国と地方で徴税に対する姿勢が違う。各自治体は税の滞納管理を厳格にするとともに、滞納税額を情報公開するなど徴税の透明性を高めるべきである。

また、現在の日本の徴税機構は、中央政府、県、市町村という三層構造になっており、それぞれが課税権を持つとともに、徴税も自ら行っており、効率性および公正さにおいて疑問が多い。納税者の視点に立って、できる限りこれを簡素かつ公正にするため、国と地方が共同で設置する独立の徴税機構の創設を提案する。

4．その他

(1) 電子商取引（EC）の課税

現在、インターネットに代表される電子ネットワークを利用した電子商取引が急増しているが、国籍をまたぐ電子商取引では、国際課税の分野において、所得の源泉地の問題や消費税の執行の問題など、今までにない様々な問題が懸念されている。これらの問題に対処するためには、OECD等の公的機関によるガイドラインの作成とそれに基づく法制化を早急に検討すべきである。

(2) 環境税

地球環境対策の一つとして環境税が議論されているが、企業経営の脆弱化と国際競争力の低下につながる環境税の導入には反対である。環境問題は、企業の経営基盤が健全に保たれる中で、産業界の自主的取り組みにより強力かつ効果的に進めることが基本と考える。

そもそも環境税は、極めて高い税率を設定しない限りCO₂排出抑制等の効果を有するか疑問であり、さらに国内の既存税制との調整、国際的な共同歩調等の点で課題が多い。

以上